

不納欠損見込計上額について

1 過年度分滞納繰越額の現状

① 平成17年度末の過年度分滞納繰越額

80万円以上	981件(3.4%)	2,900百万円(52.8%)
20万円以上80万円未満	3,501件(12.1%)	1,273百万円(23.2%)
20万円未満	24,434件(84.5%)	1,321百万円(24.0%)
計		5,494百万円

② 28,916件の滞納繰越額を個々に確認し、分析・分類することは、事務的に大きな負担であり、他市町村においても同様と思われる。

③ 80万円以上の債権は、全体の件数の3.4%、金額では52.8%を占める。実際に市においてもこれらの大口の債権に重点をおいて滞納整理を行っており、個々債権の内容も比較的よく把握している。

2 不納欠損見込計上額の取扱い

滞納繰越額の現状を踏まえ、事務的に対応可能な方法として、次のような整理を行う。

① 80万円以上の債権

- 徴収の可能性ごとにA～Dランクに分類。
- 過去の実績を勘案し、A～Dのランクごとに不納欠損見込率を設定。
- ランクごとの滞納繰越額×不納欠損見込率を不納欠損見込額とする。

② 80万円未満の債権

- ランク別の分類はしない。
- $(\text{時効分} + \text{執行停止分}) \div (\text{滞納繰越徴収額} + \text{時効分} + \text{執行停止分})$ の過去5年平均の率を不納欠損見込率とする。
- 滞納繰越額×不納欠損見込率を不納欠損見込額とする。

③ 平成17年度決算は、ランク別の分類を行わないで不納欠損見込を計上。

④ 平成18年度決算から、80万円以上の債権についてランク別の分類により不納欠損見込を計上。

⑤ 事務的負担を検証して、今後、分類対象債権の金額の拡大等を検討する。